

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により求人者が採用した求職者が入社後、一定期間内に求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により退職した場合、（ただし、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職を除く）、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者が指定する銀行口座に振り込む方法により返還するものとする（振込手数料は当社の負担とする）。また、求人者は求職者の退職から 30 日以内に退職した旨を当社に伝えるものとし、退職から 30 日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合、受領した紹介手数料の 80% 返金
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に退職した場合、受領した紹介手数料の 65% 返金
- (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に退職した場合、受領した紹介手数料の 50% 返金

許可番号 13-ユ-317160

株式会社ギフト